

令和 8 年度 葛巻町結婚新生活支援補助金

新婚生活を応援します！

町では、結婚して新生活がスタートする新婚世帯を対象に、
新婚生活に係る費用（住居費、引越費用など）を支援します！



1 補助金の額

夫婦ともに 29 歳以下の世帯

最大 70 万円

下記対象費用①～③ 60 万円 + ④ 10 万円

夫婦ともに 39 歳以下の世帯

最大 30 万円

2 対象となる費用

① 住居費

結婚を機に新たに住宅を取得または賃借する費用

② リフォーム費用

結婚を機に行う住宅の増改築や設備更新の費用

③ 引越費用

結婚を機に町内の住居に転居する費用

④ その他（※）

その他、婚姻を機に始める新生活に必要な費用

※ ①～③の対象費用がある、婚姻日における年齢が夫婦
とも 29 歳以下の場合のみ対象＜岩手県独自上乗せ補助＞

3 対象者

- 1 令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに婚姻した夫婦
- 2 申請時点において、夫婦ともに町内に住民登録していること
- 3 夫婦ともに、婚姻日に 39 歳以下であること
- 4 夫婦の所得が 500 万円未満の世帯であること（ただし、夫婦の一方が離職や、奨学金返済中の場合を除く）
- 5 夫婦ともに、岩手県が実施する家事育児参画促進講座、または町が指定する講習会を受講していること
- 6 生活保護などの公的制度による家賃補助を受けていないこと
- 7 町税の滞納がないこと
- 8 家賃の滞納がないこと
- 9 今までにこの補助金を受給していないこと

4 お問い合わせ先

葛巻町役場 いらっしゃい葛巻推進課 移住定住担当

TEL／0195-65-8983 FAX／0195-65-8995

MAIL／kuzumaki1102@town.kuzumaki.lg.jp